

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 業務統合端末等機器（財政局）継続借入

2 契約の相手方

F L C S株式会社 関西支店

3 随意契約理由

今般、令和8年1月に税務事務システムの機種更新を予定しているところであるが、当該端末機器等を契約期限である令和6年12月31日にリースアップすると次期端末調達まで端末機器等が不足し、業務に支障をきたすこととなる。よって、次期端末機器等調達までの間リース延長を行うこととし、現在の契約相手であるF L C S株式会社関西支店と随意契約を締結する。

以上の理由から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び「大阪市随意契約ガイドライン」（平成28年6月）に照合したところ、今回予定している契約は当該ガイドライン内の随意契約理由「G7」に該当する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G7:リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の継続（いわゆる再リースのこと））

5 担当部署

財政局税務部管理課（システム・税務企画グループ） （電話：06-6208-7795）